「江戸川区景観計画（素案）」
の意見公募（パブリック･コメント）手続の結果について

「江戸川区景観計画（素案）」に関する意見公募（パブリック・コメント）手続は、平成２２年６月２０日から平成２２年７月２０日までの期間に行いました。

その際、４件（４名）のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見及び区の考え方は、以下のとおりです。

１　意見公募手続の概要

（１）　意見公募の周知方法

ア　平成２２年６月２０日から平成２２年７月２０日の間、区ホームページに掲載するとともに、都市開発部都市計画課調整係窓口で閲覧

イ　平成２２年６月２０日号の「広報えどがわ」に掲載

（２）　意見の提出方法

ア　区ホームーページ

イ　文書による郵送又は持ち込み

（３）意見の提出先

江戸川区都市開発部都市計画課調整係

２　意見公募手続の結果　　４件（４名）

	ご　意　見	回　答
1	江戸川土手をウォーキングしていると、犬のフンが目立ちます。せっかくきれいに舗装された道が台無しです。	区では、整備された道などがきれいに保てるよう、ひとりひとりの景観意識を高めていただきたいと考えています。 また、区内の様々な所で、身近な環境をもっと良くしたいという区民の清掃活動や美化活動が、行われています。今後も犬フン処理など環境美化の普及活動を進めていきます。
2	水辺空間の緑化 水と緑とコンクリートを調和させるよう、荒川（中川）、江戸川や東京湾岸の水辺空間の緑化が江戸川区の景観形成にはかかせません。	区では、荒川（中川）、江戸川や臨海部の広大な空間の緑化を進めていきたいと考えています。 本景観計画（素案）において、大河川景観軸の景観形成方針に「都市の中で開放感のあるダイナミックなスケールや、水と緑による癒しを感じることができる貴重な空間を保全します」と明記しており、この方針に基づき景観形成を進めていきたいと考えております。

	植樹には苗木の植え付けなどの工夫も必要です。また、周辺の環境に対応する種類を選定すべきです。	区では、樹種や植栽管理について、周辺の環境に適したものを選定し、多様な樹種をバランス良く配置していきたいと考えております。 また、アダプト制度などのボランティアによる花の植え付けなど区民主体による緑化がおこなわれており、このような活動を広げていきたいと考えています。
	人生の節目での誕生・入学・結婚・転入・還暦など記念植樹を募ることも、区民参加の推進となります。	区では、区民の方々と協働のまちづくりを今後も推進したいと考えております。 なお、区には『公園キラリ』という制度があります。この制度は、区立公園などに樹木・遊具・ベンチなどを寄付していただき、「お名前」や「メッセージ」が記入できるというものです。このような区民参加の機会を今後も拡充したいと考えています。
	区民農園の拡充 区民農園の需要は多いです。週末農業を都市生活のライフスタイルのひとつとして推進してほしいです。	区では、農家の指導のもと農業体験をすることができる農園を開設するなど、新しい利用形態を通して可能な限り区民農園の提供に努めています。今後も貴重な資源である都市農地を保全し、多くの区民に利用していただけるような区民農園のあり方を研究していきます。
3	江戸川区は緑も多く気持ちも良いですが、マナーが悪いところもあります。緑道にゴミやオートバイの駐輪が目立ちます。水辺などにゴミ箱や水道を設置してほしいです。	区では、区民ひとりひとりの取り組みを通じて、ゴミのない環境づくりに取り組んでいけるよう運動を盛り上げて行きたいと考えております。 また、場所に応じて清掃をシルバー人材センターに委託しております。ゴミ箱を設置すると、ゴミがゴミを呼ぶ傾向があり、緑道などのゴミ箱は、撤去しております。 水道設備については必要に応じて設置を検討していきます。

4	建物が敷地に対して密集しているところが目につきます。密集化しているところの中層集合住宅化や最少区画規制などがまちづくりに必要です。	区では、密集地の共同住宅化は、重要なことだと考えております。まちづくりなどの機会を通して共同化の勉強会なども開催しています。また、共同化する場合の補助制度等も用意しています。 最少区画については、商業系の用途以外は、都市計画で７０㎡以上と定めています。また、地区計画において、１００㎡以上と定めている地域もあります。
	マンション開発の一戸あたり最低サイズを強化した方が良いです。最低部屋サイズの制限を厳しくすれば小さな集合住宅が建てづらくなり、景観も向上します。	区では、ゆとりある建物づくりが、住環境の改善とともに、景観の向上につながると考えております。 マンション開発に対しては、一戸あたりの部屋サイズを「江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例」で定めており、１５戸以上の部分では７０㎡という２３区で高い水準のゆとりある面積で規制をかけています。

（１）分譲共同住宅、法人及び下記（２）に規定する個人以外の賃貸共同住宅		
住　　戸	１５戸未満の部分	１５戸以上の部分
住居専用面積	平均３０㎡以上	平均７０㎡以上

（２）個人事業主の賃貸共同住宅（事業区域の条件を満たすもの）		
住　　戸	３０戸未満の部分	３０戸以上の部分
住居専用面積	最低２５㎡以上	最低５０㎡以上

		詳細は、区ホームページで閲覧できます。 http://www.city.edogawa.tokyo.jp/gyosei/toshikeikaku/ruletokyogi/seibijorei/index.html
	防災的視点から区画整理事業では、電柱を無くしていった方が良いです。	区では、防災まちづくりや景観の向上を推進するため、電線類の地中化は、必要な事業ととらえております。そこで、都市計画道路の整備や区画整理事業等で積極的に電線類の地中化を行っております。今後も、現場状況を検討したうえで、電線類の地中化を推進していきたいと考えています。

※頂いたご意見は、ご本人を特定されないよう、その概要を公表しています。